

国住指第1949号
平成23年9月30日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の施行について
(技術的助言)

平成23年3月30日に公布した建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)が同年10月1日から施行される(一部は同年5月1日に施行済)ことを受け、今般、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)を定め、同年10月1日から施行することとした。

本告示の施行により、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日付け国住指第4936号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により通知したとおり、従来から建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、「太陽電池発電設備(電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるものに限る。)」についても、法の適用が除外されることとなるのでご留意願いたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。